

非常通信協議会の概要

1 目的

非常通信協議会は、昭和26年7月に電波法第74条に規定する通信(非常の場合の無線通信)の円滑な実施を確保することを目的として設立。(平成7年4月からは有線系の通信も所掌。)防災基本計画及び国民の保護に関する基本指針にも規定されている。

2 組織

現在、全国で23協議会が設置されており、合計2,176機関(国、地方公共団体、電気通信・放送事業者、電力会社、大手免許人等非常通信に関係の深い機関)で構成。

非常通信協議会の構成 (平成31年1月現在)

協議会名	組織数等	構成員数
中央非常通信協議会	1組織(総務本省内に設置) 会長:局長 結成区域:全国 委員長:電波部長 幹事長:重要無線室長	37
地方非常通信協議会	11組織(地方総合通信局単位の設置) 結成区域:各総合通信局等の所管区域 会長:地方局長	1,819
地区非常通信協議会	11組織(四国地方及び九州地方の県単位の設置)	320
合計	23組織	2,176

3 活動

- | | | |
|-----------------------------|------------------|---------------------|
| (1) 非常通信訓練の実施 | (3) 非常通信体制の総点検 | (5) 非常時における非常通信の確保等 |
| (2) 地方通信ルート、非常通信対応マニュアルの見直し | (4) 周知啓発活動、表彰の実施 | |

非常通信協議会の概要

4 非常通信ルートイメージ

◆非常通信ルート

通常利用している通信ルートが使用できない場合に、他団体・他機関の自営通信システムを利用する通信ルートで、内閣府と都道府県を結ぶ中央通信ルートと都道府県と市町村を結ぶ地方通信ルートがあります。

